

平成 24 年 4 月 21 日  
新入生各位

明治大学雄辯部  
法学部 2 年 紙屋宏志

## 選挙制度

目次～table of contents～

0. はじめに
1. 選挙制度一般
2. 海外の選挙制度と日本の選挙制度
3. 日本の選挙制度の変遷～戦後から現在まで～
4. 現状の選挙制度の問題点～得票率と議席占有率の関係から～
5. 論点
6. 参考文献・参考条文

### 0. はじめに

「議員定数削減」「一票の格差問題違憲」など昨今話題となっているように、選挙制度の再考が要請されている。今回は民意を反映させる理想的な選挙制度を、国家の意思決定プロセスで用いられる「多数決」の在り方を考えつつ議論していきたい。

### 1. 選挙制度一般

選挙とは、投票により政治権力を行使する、議会や団体の代表者を選び出すこと。国民主権を基本原理とする政治体制では、民意を正確に反映するための重要な制度である。

1-1 我が国の選挙は、以下の原則に基づいて行われる。

1. 普通選挙・憲法第 15 条 3 項
2. 平等選挙・憲法第 14 条・第 44 条
3. 直接選挙・憲法第 93 条 2 項
4. 秘密選挙・憲法第 15 条 4 項

1-2 選挙制度には選挙区定数による分類、代表制による分類がある。

選挙区制度—①小選挙区制度→多数代表制

②大選挙区制度…単記制→少数代表制

制限連記制→少数代表制

完全連記制→多数代表制

代表制——①少数代表制

②多数代表制

③比例代表制

どのように国民の中から代表者を選び出して国民の意思を国会に反映させるか、選挙区制

度と代表制の関係は、先の問題を考えるための前提である。

#### \*選挙権と被選挙権

憲法第 15 条による。

選挙権・議員や首長の選挙に参加し投票できる権利。日本では国会議員や地方公共団体の首長・議員の選挙権は 20 歳以上の国民に与えられている。

主要先進国の選挙権は 18 歳以上が中心である。

被選挙権・選挙に立候補することができる権利。衆議院議員選挙は 25 歳以上、参議院選挙は 30 歳以上の日本国民に与えられる。

#### 1-3 選挙区とは

選挙において代議員を選出する単位として、有権者を一定の基準で区分けしたもの。一定の基準とは、行政区画の面積や人口密度、住民構成、交通事情、地理的事情など国会において決定する。

#### 1-4 選挙制度の比較

民主主義実現のために選挙制度の改革は不可欠であることは前述。国民の意思を反映する選挙制度を模索する前提として、代表的な選挙制度の比較を行う。

##### ①大選挙区制・中選挙区制

1つの選挙区から複数(2人以上)を選び出す制度。

大選挙区は 5人以上選出

中選挙区は 3~5人選出

長所として、**a.死票(落選者の得た票)が少なく**、小政党も代表を出せ、新人が出馬し易い  
**b.選挙干渉、情実、買収など不正が減少する。**  
**c.選挙区の狭い利害にとらわれない国民の代表に相応しい人物を選べる。**  
**d.有権者の意見が議会に公平に反映されやすい。**

短所として、**a.同じ政党の候補者の同士討ちが生まれ、政党本位の選挙になりにくい。**  
**b.選挙費用が多くかかる。金権政治が行われる。**  
**c.候補者と有権者との関係が薄くなり、選挙に関心を失いやすく棄権増える。**  
**d.小党分立により政局が不安定になる。**  
**e.補欠選挙や再選挙が行いにくい。**

中選挙区制は日本独自の制度

## ②小選挙区制

1つの選挙区から1人を選び出す制度。多数派の支持を受けた候補者が当選するので、  
二大政党制になりやすい。

小選挙区制の2つのタイプ・ $\alpha$  絶対多数式—有効投票数の過半数の獲得

$\beta$  相対多数式—その選挙区で最も多くの票を獲得 ex)日本

長所として、a.有権者が候補者をよく知る機会が多い。

b.多数党の出現または二大政党制になり政局が安定する。

c.選挙運動の費用が比較的少なく済む。

d.候補者の乱立、政党や候補者間の同士討ちが防止できる。

e.投票や選挙結果が単純でわかりやすい。

短所として、a.死票が多くなり、多数党に有利になりすぎる。

b.有権者の多様な意見が議会に公平に反映されない。

c.ゲリマンダーの危険性が最も高い

d.選挙区の利害にとられる議員がふえる。

e.情実が絡む買収など不正選挙の誘惑が多い。

f. 新しく且つ小規模な政党の出現を妨げる

※ゲリマンダー…特定の政党や候補者に有利になるように選挙区を定めること。1812年  
アメリカのマサチューセッツ州知事ゲリーが自党に有利になるように  
区画した選挙区の形がギリシャ神話のサラマンダーに似ると風刺。



## ③比例代表制

各政党の得票数に比例して議席を配分する制度。ドント式で議席が配分される。

国民の意思(民意)を議会に反映させる点では最も民主的な選挙である。

19世紀半ば以降欧州で採用され、現在採用する国が多い。

長所として、a.死票が少ない。

b.有権者の意思が反映されやすい。

c.少数政党でも議席が獲得することができる。

d.選挙が合理的に行われるため、選挙費用が少額で済む。

短所として、a.少数政党分立を招き政局が不安定になる傾向。

b.政党本位の選挙のため、党幹部に権力が集中しやすい。

- c.候補者と有権者の関係が希薄になる。
- d.政党に所属していない人は立候補できない。
- e.選挙の手続きが煩雑化しやすい。

## 2. 海外の選挙制度と日本の選挙制度

イギリス…上院は首相推薦、国王任命 定数不定

下院は1選挙区1人選出の小選挙区制 定数 646名

アメリカ…上院は各州2人選出の小選挙区制 定数 100名

下院は各州人口比例の小選挙区制 定数 435名

フランス…上院は県選出代議士・県会議員・市町村会議員の中から有権者が選んだ

選挙人団による間接選挙 定数 331名

下院は小選挙区2回投票制 定数 577名

※小選挙区2回投票制…有効投票の過半数かつ有権者の4分の1以上の得票を得た候補者が当選。該当者がいない場合、12.5%以上の得票率を得た候補者により決選投票。

ドイツ…連邦参議院（上院）選挙なし 定数 69名

連邦議会（下院）比例代表制と小選挙区制を併用 定数 598名

イタリア…上院 定員 315名 大統領経験者など終身議員が存在

下院 定員 630名 両院完全比例代表制

韓国…中央議会 定員 299名 小選挙区 243議席 全国区 56議席

日本…参議院では、比例代表 96人、選挙区 146人 合計定数 242人

衆議院では、小選挙区比例代表制 比例代表 180人、小選挙区 300人、計 480人

## 3. 日本の選挙制度の変遷～戦後から現在まで～

大選挙区制…昭和20年（1945年）幣原内閣

↓ 普通選挙が行われる。

↓ GHQの意向で都道府県を1単位とする大選挙区制限連記制

↓ 人口15万5000人につき1人の割合で議員数を選挙区に配分

↓ 衆議院定数 468・選挙区数 54

↓

中選挙区制…1947年昭和22年吉田内閣

↓ 衆議院定数 466・選挙区数 117

↓ 人口15万5000人につき1人の割合で議員数を選挙区に配分

（以降1994年まで党利党略的な議論ある幾度の議員定数改革があり中選挙区制度が続く）

↓

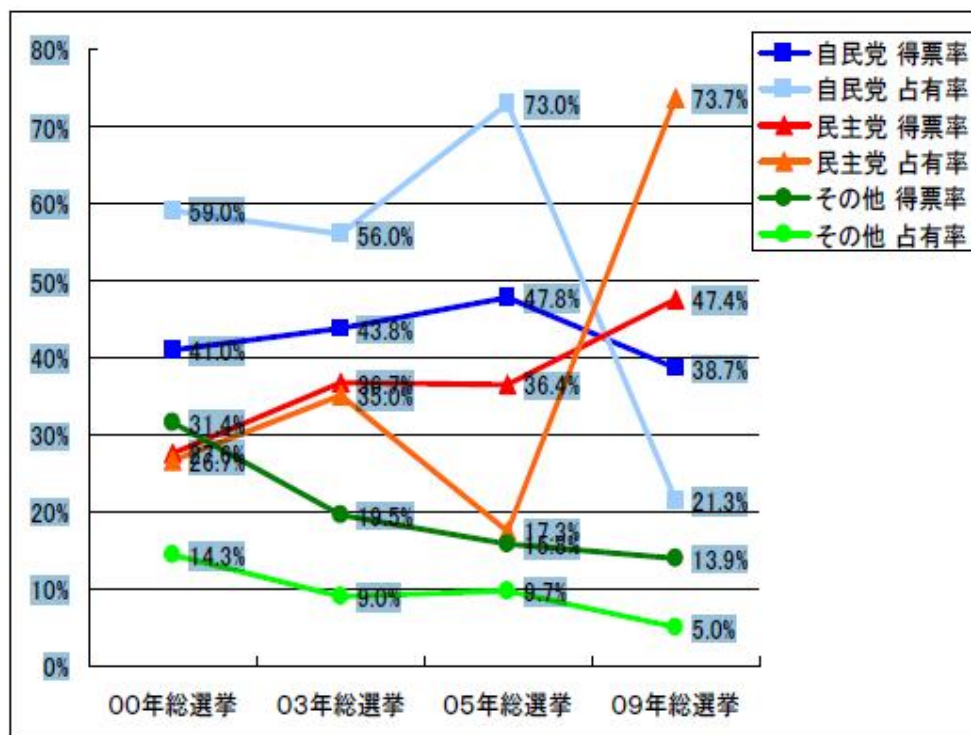
小選挙区比例代表並立制

…1994年平成6年細川内閣から現在までにいたる

#### 4. 現状の選挙制度の問題～得票率と議席占有率の関係から～

小選挙区制下と中選挙区制下の衆議院議員選挙の結果を用いて比較する。

下グラフの各政党の得票率と議席占有率に注目。



<グラフ3：日本の小選挙区制における得票率と議席占有率の推移>  
データは総務省発表の選挙結果による

2000年の衆議院議員総選挙において、自民党は得票率が41%であるにもかかわらず59%の議席をとっている。

かの有名な郵政選挙(2005年)でさえも、自民党の得票率は47%であり議席占有率は73%になっている。低い得票率にもかかわらず、高い議席占有率になっている。

また、自民党・民主党以外のその他の政党では、2000年、2005年いずれも得票率より議席占有率が下回っている。

自民・民主2党とそれ以外の党のそれぞれの得票率と議席占有率の関係をみると、多数派は選挙により国民の意思以上に多くの議席を獲得し、一方少数派は選挙による国民の意思よりも少ない議席しか獲得できない。つまり小選挙区制の下では多数派の意見はより重視され、少数派の意見は尊重されておらず、議席に反映される民意はゆがんでいる。

郵政民営化はそもそも過半数の支持は得ておらず、多数決の論理で決定された。派遣法の改正なども同様。ちなみに民主党など野党は反対した。

対して、中選挙区制下の選挙では、自民党など多数派と民社党などの少数派の得票率と議席占有率の差は、小選挙区制よりも小さく、比較的民意は反映されやすい。

**<表 I>1976 年**

党派別獲得議席

党派別勢力図

党派	得票	得票率	議席		
			候補	議席	議席率
自民党	23,653,626	41.78	320	249	48.7
日本社会党	11,713,008	20.69	162	123	24.1
公明党	6,177,300	10.91	84	55	10.8
民社党	3,554,075	6.28	51	29	5.7
日本共産党	5,878,192	10.38	128	17	3.3
新自由クラブ	2,363,984	4.18	25	17	3.3
諸派	45,113	0.08	17	0	0.0
無所属	3,227,463	5.70	112	21	4.1
合計	56,612,761	100.0	899	511	100.0

**<表 II>1983 年**

党派別獲得議席

党派別勢力図

党派	得票数	得票率	議席		
			候補	当選	議席率
自由民主党	25,982,785	45.76	339	250	48.9
日本社会党	11,065,082	19.49	144	112	21.9
公明党	5,745,751	10.12	59	58	11.4
民社党	4,129,907	7.27	54	38	7.4
日本共産党	5,302,485	9.34	129	26	5.1
新自由クラブ	1,341,584	2.36	17	8	1.6
社会民主連合	381,045	0.67	4	3	0.6
諸派	62,323	0.11	18	0	0.0
無所属	2,768,735	4.88	84	16	19.0

石川真澄著『戦後政治史 新版』(岩波新書)の巻末「データ 国会議員選挙の結果」より

このように小選挙区制は多数派重視の結果になり議席に反映される民意が歪む。  
中・大選挙区制は多数派重視にはならず、少数派の意見は比較的反映されやすい。

## 5. 多数派重視か少数派尊重かの議論

選挙制度は民意を政治に反映させるプロセスであることは前述。意思決定は「過半数」「3の2」など「多数決」で行われる。

選挙制度と多数決によりどのように国家の意思決定に民意を反映させるか  
つまり選挙制度の議論と多数決で少数派を尊重すべきかという議論  
は密接不可分である。多数決という決定プロセスについて考える。

### 多数決肯定派

ジェレミー＝ベンサムの主張

「快樂や幸福をもたらす行為が善である」というベンサムの哲学功利主義は、『正しい行い』とは、「効用」を最大化するあらゆるものだと言う。「最大多数個人の最大幸福」とは、「個人の幸福の総計が社会全体の幸福であり、社会全体の幸福を最大化すべきである」という意味である。

多数決のメリット（利点）

1. ひとまず結論（決定）に到達することができる
2. 能率的である
3. 最終的に多数決で決まるという前提があれば意見を出しやすい

### 多数決否定派

ヘルベルト＝マルクーゼの『純粹寛容批判』（Repressive Tolerance）

権力者への隷属や多数決で規定される民主主義的権力の横暴の容認を『消極的寛容』（passive tolerance）と批判した。→数の暴力は好ましくない。

多数決のデメリット（問題点）

1. 寡占政治の隠れ蓑になること
2. 衆愚政治になりやすいこと
3. 長期的・戦略的な正しい判断が行われにくいこと

以上多数決肯定・否定派の両者の意見を載せた。参照されたし。

また多数決のメリット・デメリットを載せた。議論の参考にされたし。

## 6. 論点

大・中選挙区制は少数派の意見を反映しやすいのに対して、  
小選挙区制は多数派の意見を反映しやすいと言える。  
もっとも民意を反映させる選挙制度を模索したい。

1、現状の多数決で少数派は尊重されるべきか？

2、民意を反映する選挙制度は何を採用すべきか？

選択した選挙制度のデメリットをどう解決すべきか？

[小選挙区制・中・大選挙区制・・]



## 7. 参考条文・参考文献

参考条文・日本国憲法

- 前文

『日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し……主権が国民に存することを宣言し、……国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威を国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。……』

- 第 14 条[法の下での平等]

『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない。』

- 第 15 条[公務員の選定・罷免権、普通選挙・秘密投票の保障]

『①公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。』

- 第 44 条[議員と選挙人の資格]

『両議院の議員及び選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。』

- 第 93 条[議事機関、首長・議員等の直接選挙]

『地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。』

参考文献

- ◇ 森脇敏雄（1998年）『小選挙区制と区割り』芦書房
- ◇ 小選挙区制廃止をめざす連絡会（2011年）『議員定数削減NO！民意圧殺と政治の劣化』ブックレット ロゴスNo.5
- ◇ 久米郁男・川出芳枝・古城佳子・田中愛治・真淵 勝(2010)『政治学 Political Science : Scope and Theory 』有斐閣
- ◇ 鎌田 薫・大石 眞ほか（2012年）『デイリー六法 平成 24 年度版』三省堂
- ◇ 文芸春秋（2012年）『日本の論点 2012 大転換の始まり』文芸春秋

- ◇ 松本保美（2008年）『理解しやすい政治・経済』文英堂
- ◇ 実教出版編集部（2012年）『2012新政治経済資料 新訂版』
- ◇ 芦部信喜（2011年）『憲法 第五版』岩波書店
- ◇ 石川真澄・山口二郎（2010年）『戦後政治史 第三版』岩波新書
- ◇ 総務省<[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/index.html)>
- ◇ 一人一票実現会議<<http://www.ippyo.org/>>